

議案第37号

五ヶ瀬町介護保険条例の一部改正について

五ヶ瀬町介護保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 6月 7日提出

五ヶ瀬町長 原田俊平

令和元年 月 日

五ヶ瀬町議会議長 小笠まゆみ

五ヶ瀬町介護保険条例の一部を改正する条例

五ヶ瀬町介護保険条例(平成12年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「平成30年度から平成32年度」を「平成31年度から令和2年度」に、「26,892円」を「22,410円」に改める。

第4条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,410円」とあるのは「37,350円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,410円」とあるのは「43,326円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、交付の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の五ヶ瀬町介護保険条例第4条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。